## 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/22 最終更新日 2021/10/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年10月1日
国立大学法人名		弘前大学
法人の長の氏名		福田 真作
問い合わせ先	更新あり	総務部総務企画課(0172-39-3007、jm3007@hirosaki-u.ac.jp)
URL		https://www.hirosaki-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議 記載事項		の確認状況】 記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【経営協議会からの意見】 本報告書の内容は適切であり、国立大学法人ガバナンスコードに沿った運営、活動が行われていることが確認された。全体的に説明責任をきちんと果たしており、県民からの信頼と理解を得られる内容になっていると思うので、引き続き努力していただきたい。なお、補充原則4-1①について、コロナ禍において弘前大学が近隣の大学も含めたワクチン接種の実施や学生への経済支援事業をリードしていることに対して、地域住民から大きな信頼や共感が寄せられており、特筆すべき活動として敬意を表する。  【意見への対応状況】 補充原則4-1①については、引き続き地域社会のニーズに沿った事業に取り組んでまいります。
監事による確認	更新あり	【監事からの意見】 引き続き、リスク管理を適切に実施していくと共に、内部統制の実効性を高めるよう努力し、強固なガバナンス体制の構築を目指していただきたい。 【意見への対応状況】 リスク管理及び内部統制については、いただいた意見を踏まえまして継続的に見直しを図り、強固なガバナンス体制の構築を目指してまいります。
その他の方法による確認		実施していない。

【国立大学法人ガバナンス・	コードの実施	状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	則に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
		本学が掲げる「弘前大学将来ビジョン」は、学内の教職員はもとより、
		関係自治体、青森県の経済団体及び教育団体、後援会及び同窓会等多様な
<b>压则 1</b> 1		関係者から意見を聴取し様々な社会からの要請を踏まえ策定している。当
原則1-1		該ビジョンに基づき、第3期中期目標・中期計画及び年度計画を策定し実施
ビジョン、目標及び戦略を		しており、それら計画及び実施状況についてはHPで公表している。
実現するための道筋		(弘前大学将来ビジョン)https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/information/about/vision.html
		(第3期中期目標・中期計画及び年度計画)https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/information/published/corporation/gyomu.html
		本学では、将来ビジョンに基づいた中期目標・中期計画について、それ
		らを達成するための年度計画を実施し、各年度の実績報告書等により進捗
補充原則 1 - 2 ④		状況を確認している。また、それを基に中期目標・中期計画の達成に向け
目標・戦略の進捗状況と検		た進捗状況を把握し、次年度の年度計画を策定する際に検証・見直しを
証結果及びそれを基に改善		行っている。これらについては、各年度の年度計画、業務の実績報告書を
に反映させた結果等		法人評価委員会の評価結果としてHP等において公表している。
		(業務の実績報告書及び法人評価委員会の評価結果)
		https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/information/published/corporation/houjin.html
		本学では、学長及び理事で組織する役員会、経営に関する重要事項を審
補充原則1-3⑥(1)		議するための経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議するための教
経営及び教学運営双方に係		育研究評議会を設置し、それぞれの審議事項とともに権限と責任の体制を
る各組織等の権限と責任の		定めている。
体制		(国立大学法人弘前大学管理運営規則)https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/reiki/act/frame/frame110000001.htm
		本学では、第3期中期計画において、多様な人材の確保に向けた施策とし
補充原則1-3⑥(2)		て、教員への年俸制適用の他、若手、外国人、女性といった人材確保につ
教員・職員の適切な年齢構		いて目標を定め取組を行っている。また、令和元年度には令和5年度まで
成の実現、性別・国際性・		の教員の人事計画を策定するとともに、令和2年度には女性が活躍できる雇
障がいの有無等の観点での	更新あり	用環境の整備を行う行動計画を策定し、取組を進めている。
ダイバーシティの確保等を		(適正な年齢構成の実現について)https://www.hirosaki-
含めた総合的な人事方針		u.ac.jp/information/published/corporation/payroll_management.html
		(行動計画)https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/information/published/corporation/yakuin.html
		本学では、第4期中期目標期間を見据えて、安定的かつ多様な財源の確
補充原則1-3⑥(3)		保、人件費を含めた支出予算の合理化·効率化などを盛り込んだ収入と支出
自らの価値を最大化するべ		の一体的かつ総合的な「弘前大学一般会計・財務健全化5か年計画(平成29年
く行う活動のために必要な		度~平成33年度)」を策定しており、毎年、進捗の状況を確認しつつ財務
支出額を勘案し、その支出		体質の改革を進めている。
を賄える収入の見通しを含		(弘前大学一般会計・財務健全化5か年計画(平成29年度~平成33年度))
めた中期的な財務計画		https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress2014/wp-
		content/uploads/2019/12/zaimu_kenzen_h29-h33.pdf

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	本学では、財務諸表の附属明細書におけるセグメント区分について、従来、「大学」、「附属病院」、「附属学校」の3つに区分し、各セグメントへ配賦しない帰属資産は法人共通へ計上してきたが、詳細なセグメントに係る財務情報を開示する目的から、「大学」セグメントに包含されていた各学部・研究科をセグメント区分として表示している。また、これまで財務状況を記載した「財務レポート」を作成していたが、令和2年度から、その内容を拡充し、前事業年度における本学の主な取組内容(研究、教育、地域創生、地域医療、グローバル化等)を加え、新たに『弘前大学レポート』として冊子を作成している。本レポートは、本学の現状や活動内容を企業、研究機関、教育・研究者、市町村、地域のみなさまへ、より分かりやすく紹介し、本学に対する理解を深めていただくことを目的としている。(令和2事業年度財務諸表)https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/zaimu/r2/1.pdf(令和2年度国立大学法人弘前大学レポート)https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/annai/kanko/report/report2020.pdf
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		本学では、学長の任命により学長特別補佐、副理事を置くことができることとし、部局長経験者、将来の幹部候補者等を学長を補佐するポストに登用する体制を整えている。 将来の幹部候補となる教員を副理事や部局長に任命し、国立大学を取り巻く課題、地域における大学の課題などを的確に把握し、多様な経験を積むことで、人材の育成及び経営基盤の強化に努めている。また、将来の部局長等の候補者に、補佐する副学部長等の経験をさせ、部局長等の素養の育成を図るとともに、幹部職員を対象とした講演会等に積極的に参加を促し、人材育成を図っている。
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学では、将来の幹部候補となる教員を副理事や学内共同教育研究施設等の長に任命し、国立大学を取り巻く課題、地域における大学の課題などを的確に把握し、多様な経験を積むことで、本学の経営基盤の強化や人材の育成に努めている。また、各理事について、本学のミッションや特性を踏まえ、本学の部局長経験者、文部科学省職員経験者、青森県職員経験者等多様な分野から学長が任命している。このほか、学長の任命により学長特別補佐、副理事を置くことができることとし、部局長経験者、将来の幹部候補者等を学長を補佐するポストとして登用できることとしているなど体制整備を行っている。各理事等の責任・権限等については、「国立大学法人弘前大学管理運営規則」及び「国立大学法人弘前大学理事の職務分担等について」で定めるとともに、HPで公表している。(役員等一覧)https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/corporation/yakuin.html
原則2-2-1 役員会の議事録		本学の役員会は、国立大学法人法で定める事項である中期目標についての意見及び年度計画に関する事項等、法人運営における重要な事項について審議し、学長の意思決定を支えている。また、議事録をHPで公表している。 (役員会議事要旨)https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/about/kaigi/yakuinkai.html

原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		本学では、役員、部局長、教育研究評議会評議員、経営協議会委員等に 女性を積極的に登用するとともに、金融機関経験者を副理事として登用 し、その勤務経験を活用することで、基金への寄附を一層促進するなど、 経営層の厚みを確保している。 また、第3期中期目標・中期計画により、求める人材の観点等を公表し ているほか、業務の実績報告によりその状況を公表している。 (中期目標・中期計画一覧表) https://www.hirosaki- u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/gyomu/3ki-ichiran4.pdf (平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間 (平成28~31事業年度)に係る業務の実績に関する報告書) https://www.hirosaki-
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/daigakuhyoka/nendo/jisseki_r1.pdf 本学は、北東北地域の総合大学の一つとして、地域活性化の中核的拠点の役割を追求していくことを基本とし、本学の特色や強みを世界に発信し、地域の「知」の拠点として地域へ還元する戦略的な法人経営を実現するために、多様な関係者からの国立大学法人弘前大学に期待する事項を的確に把握し、有益な助言等を経営に活かすべく以下のような者を経営協議会の学外委員に選任している。 ・「世界に発信し、地域と共に創造する」本学のスローガンに沿った意見等を求めることができる者・教育、経済、医療、文化、行政、法律等に関し広くかつ高い識見を有する者また、運営方法の工夫として、学外委員含む多くの委員に出席いただくため、あらかじめ翌年度の開催日程を提示することや、開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保すること、必要に応じて臨時開催や書面審議を実施している。 さらに、法令に定める審議事項のみならず、例えば社債運用の実績など、学外委員が関心を持ち、活発な議論となるような工夫をして、適切に議題を設定している。
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	更新あり	本学の学長選考会議は、学長に求められる資質や能力について、学長候補者の基準として「望まれる学長像について」を決定し、HPで公表している。「国立大学法人弘前大学学長候補者選考規則」を制定し、教育研究評議会と経営協議会に属する委員等から構成されている学長選考会議が、意向投票によることなく、主体性を持って学長候補者を決定している。基準、選考結果、選考過程及び選考理由についてはHPで公表している。(学長選考会議)https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/president/gakuchosenkou.html
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		本学の学長選考会議は、学長の任期について審議を行い、安定的にリーダーシップを発揮するため4年とし、継続的な経営・運営体制の構築のため再任を可能として、上限を設定していない。なお、このことについてはHPで公表している。 (国立大学法人弘前大学管理運営規則)https://www.hirosaki-u.ac.jp/reiki/act/frame/frame110000001.htm

		本学の学長選考会議は、「国立大学法人弘前大学学長解任手続規則」を
原則3-3-2		制定し、予め学長の解任を申し出るための手続きを整備し、HPで公表し
	更新あり	ている。
ための手続き	史制めり	(国立大学法人弘前大学学長解任手続規則)https://www.hirosaki-
(		u.ac.jp/reiki/act/frame/frame110000024.htm
		<i>"</i>
		本学の学長選考会議は、平成28年1月7日に「学長の業務執行状況の
		確認に関する基準」を定め、学長の業務執行状況を確認し、学長が期待さ
		れる業績をあげ、適切に業務を執行しているかどうかを確認することによ
補充原則3-3-3②		り、学長選考の適正性の担保に寄与するものとして、学長の任期が2年を
法人の長の業務執行状況に		経過した時点において業務執行状況の確認を行っている。また、その確認
係る任期途中の評価結果	更新あり	結果をHPで公表している。なお、確認時期以外であっても、必要に応じ
The   12703/22   The		て学長や監事と意見交換を行うなど、学長の業務の執行状況を把握するこ
		ととしている。
		(国立大学法人弘前大学学長の業務執行状況の確認について)
		https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/gakuchosenko/gyoumu/h310221.pdf
原則3-3-4		国立大学法人法において 「国立大学法人が複数の大学を設置する場合そ
大学総括理事を置く場合、		の他管理運営体制の強化を図る特別の 事情がある場合 」 は大学総括理事を
その検討結果に至った理由		設置できるとなっているが、本学では特別の事情がないことから、大学総
		括理事は設置していない。
		本学では、法令に基づき情報公開を実施するとともに、HP、SNS など
		様々な手段を活用して大学の状況について公表している。
		さらに、役員の職務の執行状況が国立大学法人法又は他の法令に適合す
		ることを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につ
		いて、業務方法書及び内部統制規程において定め、公表している。
		また、本学におけるリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメント
		に関し必要な事項を審議するため、学長・理事・学部長・研究科長等を構
		成員とするリスクマネジメント委員会を設置するとともに、役員を構成員
  基本原則4及び原則4-2		とする「リスク検証会議」を設置し、役員が大学の運営に影響を及ぼす可
内部統制の仕組み、運用体		能性のある事柄について事前に把握できることとし、リスク管理において
制及び見直しの状況	更新あり	重要な早期の情報共有という点について大きな役割を担っている。「リス
		ク検証会議   は発生初期の段階で検証・検討することで迅速な初動対応が
		可能となり、リスクマネジメント委員会において事後の検証・総括を行う
		ことで再発防止を含めたリスク管理強化が図られ、発生初期から事後検証
		までの一連のリスクマネジメント体制が整備されたことで、リスクを最小
		限に留めることを可能としている。
		(業務方法書)https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/wordpress data/soshiki/gyomu/gyomuhoho.pdf
		(内部統制規程) https://www.hirosaki-
		u.ac.jp/reiki/act/frame/frame110001916.htm

本学では、法令に基づき情報公開を実施するとともに、HP、SNS なる様々な手段を活用して広報を行っている。 大学におけるさまざまな情報をより透明性を確保しながら社会へ発信でいくことは、大学にとって重要な使命であり、法人経営、教育・研究を表している。	
大学におけるさまざまな情報をより透明性を確保しながら社会へ発信 原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社	
原則4-1 法人経営、教育・研究・社	<b></b>
法人経営、教育・研究・社	
社会貢献活動に係る様々な情報については大学HPを活用し公表している	
会貢献活動に係る様々な情更新ありに加え、法人の財務状況や教育・研究・社会貢献活動等に関して、本学	
報をわかりやすく公表する  「取組内容を事業年度毎にまとめた冊子を作成し、各種会議等での配付を	
工夫	
じて、本学の諸活動に対してより理解を深めていただくよう工夫してい	`
る。 (人10.2 左左宮士 1 光子 1 光 1 2 2 1 ) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(令和 2 年度国立大学法人弘前大学レポート) https://www.hirosaki-	
u.ac.jp/wordpress_data/annai/kanko/report/report2020.pdf	
本学では、学生、保護者、教育関係機関等さまざまな関係者から信頼	
得る存在であるために、情報の透明性を確保する必要があり、大学の概	
や主な取組内容を記載した刊行物の発行、教員の研究成果やイベント等	
ざまざまなプレスリリースをリアルタイムに広く情報発信するためオウ	
ドメディア(公式HP、公式SNS等)を活用するとともに、高校生や学生	生向
けに大学の諸活動を分かりやすく伝えるためのWEBマガジンなど、対象	象に
応じた適切な公表方法を選択し情報提供している。  補充原則4-1①	
さらには、在学生の保護者をWEBマガジン「HIROMAGA」のターゲッ 対象に応じた適切な内容・	ット
更新あり と位置付け、直接大学の情報を知ってもらい、親しみを感じてもらうこ 方法による公表の実施状況 カース アンドナス アンドナス カース アンドナス カース アンドナス カース アンドナス カース アンドナス カース アンドナス アンド	2 ک
を目的として、更新情報を毎月メールで配信している。	
加えて、市内の全大学と連携した新型コロナワクチンの 大学拠点接種	重の
実施 や、経済的に困窮する市内の大学生を救済するとともに、地元弘前	前市
の経済活動の活性化を図るための大学発地域振興券プロジェクトの立ち	上
げなど、地域社会と密接に連携した事業の積極的な展開を通じて、地域	太へ
の情報発信 を充実させている。	
(公式ホームページ)https://www.hirosaki-u.ac.jp/	
(HIROMAGA) https://www.hiromaga.com/	
本学では、学生が享受することができた教育成果を示す情報として、	以
下のとおり公表している。	
なお、令和元年度に受審した大学機関別認証評価「基準3-6 大学の教	有研
究活動等に関する情報の公表が適切であること」では、基準を満たして	こい
ると評価されている。	
①学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠	
大学機関別認証評価 領域 6 「教育課程と学修成果に関する基準」に	ま
いて、すべて基準を満たしていると評価されている。	
(弘前大学HP-認証評価)https://www.hirosaki-	
lu.ac.ip/wordpress2014/wp-	
学生が享受できた教育成果 content/uploads/2015/01/hyoukakeka_r1.pdf	
を示す情報   ②学生の満足度   ②学生の満足度	
在学生に対して授業評価アンケートを毎年実施し、また、卒業生や就	忧職
先企業等に対してアンケートを定期的に実施し、集計結果をHPに公表し	して
いる。(弘前大学HP-教育情報)http://www.hirosaki-	
u.ac.jp/policy/educationaldata.html	
③学生の進路状況	
学校教育法施行規則第172条の2第4号「卒業又は修了した者の数並び	に進
学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」に基づ	ゔ
き、進路状況を公表している。(弘前大学キャリアセンターHP「就職ラ	デー
タ集」)https://www.hirosaki-u.ac.jp/shushoku/publication.html	

	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情
	報
	https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/corporation.html
法人のガバナンスにかかる	■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報
法令等に基づく公表事項	https://www.med.hirosaki-u.ac.jp/hospital/other/drselect/drselect.html
	■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報
	https://www.med.hirosaki-
	u.ac.jp/hospital/other/kansaiinkai/kansaiinkai.html